

平成 29 年 6 月 1 日付
29 開振協第 12 号制定
平成 30 年 2 月 22 日付
29 開振協第 62 号一部改定
平成 30 年 4 月 4 日付
30 開振協第 1 号一部改定

開拓畜産・酪農生産基盤強化事業実施要領

第 1 事業の目的

我が国の畜産・酪農業においては、高齢化や離農が進む中、農家戸数や家畜飼養頭数が減少するなど、生産基盤の弱体化が懸念されており、開拓畜産・酪農の経営もこの影響を大きく受けている。

このため、畜産・酪農経営を行う開拓者への支援は、国産畜産物の安定供給に資するものであり、もって国内生産基盤の維持・拡大を図り、開拓農家の営農振興と強固な生産体制を堅持することにより我が国農業の発展に寄与することを目的に助成事業を行う。

この助成金の交付に関しては、この要領の定めるところによる。

第 2 事業主体及び助成対象者

本事業の実施は、会員の協力を得て公益社団法人全国開拓振興協会（以下「協会」という。）が行い、事業の対象者は畜産・酪農経営を営む開拓者（戦後の緊急開拓事業、開拓事業により国から土地の売り渡しを受け入植した者及びその子（子の子を含む。））。また、法人にあっては、開拓者（開拓農協等を含む。）が当該法人の議決権総数等の過半数を有している法人とする。

第 3 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 乳用種後継牛生産奨励事業

酪農経営を行う開拓者が、乳用種の後継牛等を自家生産した場合に、当該乳用種の母牛に助成する。

ただし、基準日現在より経産牛飼養頭数が増加または同数の経営体に限る。

2 肥育向初生牛導入事業

(1) 酪農経営を行う開拓者が、哺育育成のリスク軽減を図るため、肉用牛の哺育育成を営む開拓者に初生牛（概ね 10 日齢）を出荷した場合に助成する。

(2) (1) における酪農家からの初生牛を受け入れた側の肉用牛の哺育育成を営む開拓者へも同様に助成する。

(3) 肉用牛の肥育を営む開拓者が、肉用牛の哺育育成を営む開拓者から初生牛（概ね 50 日齢の哺育育成牛）を導入した場合に助成する。

ただし、導入により基準日現在より肉用牛飼養頭数が増加または同数の経営体に限る。

3 繁殖和牛導入事業

和牛繁殖経営を行う開拓者が、和牛繁殖雌牛（初妊牛又は 12 ヶ月齢未満）を導入した場合に助成する。また、繁殖雌牛に供する目的の自家保留牛も対象とする。

この場合、導入（自家保留）により基準日現在より繁殖雌牛飼養頭数が増加または同数の経営体に限る。ただし、1～2産取りを目的とした経営体は対象外とする。

4 繁殖豚導入事業

養豚経営を行う開拓者が、繁殖豚を導入した場合に助成する。

この場合、導入により基準日現在より繁殖雌豚飼養頭数が増加または同数の経営体に限る。

第4 助成金額

この事業の平成 30 年度における助成金額は次のとおりとする。

1 乳用種後継牛生産奨励事業（総額 100 百万円以内）

乳用種の後継牛を自家生産した場合に、分娩の都度 1 頭当たり 50,000 円を上限に助成する。この場合、乳用種の雄子牛も対象とする。

ただし、1 経営体当たりの分娩頭数の上限を 20 頭とする。

2 肥育向初生牛導入事業（同(1)6 百万円以内, (2) 6 百万円以内, (3) 20 百万円以内）

(1) 酪農経営を行う開拓者が、初生牛（概ね 10 日齢）を出荷した場合に、初生牛 1 頭当たり 6,000 円を上限に助成する。この場合、初生牛の品種は限定しないものとする。ただし、1 経営体当たりの上限を 100 頭とする。

(2) (1) における酪農家からの初生牛を受け入れた側の肉用牛の哺育育成を営む開拓者へ、初生牛導入 1 頭当たり 8,000 円を上限に助成する。

(3) 肉用牛肥育を営む開拓者が、肉用牛の哺育育成を営む開拓者から初生牛（概ね 50 日齢）を導入した場合に、導入牛 1 頭当たり 10,000 円を上限に助成する。ただし、1 経営体当たりの上限を 100 頭とする。また、導入品種は限定しない。

この場合、肥育向初生牛の開拓酪農家（哺育育成経営体）から開拓肥育農家への直接的流通を奨励することから、家畜市場等からの導入については、対象外とする。

3 繁殖和牛導入事業（同 15 百万円以内）

和牛繁殖経営を行う開拓者が、外部から和牛繁殖雌牛（初妊牛又は 12 ヶ月齢未

満)を導入した場合1頭当たり50,000円を上限に助成する。

この場合、繁殖雌牛に供する目的の自家保留牛も対象とする。

4 繁殖豚導入事業(同3百万円以内)

養豚経営を行う開拓者が、繁殖豚を外部導入した場合に1頭当たり5,000円を上限に助成する。

この場合、繁殖雌豚及び繁殖種雄豚を対象とする。

第5 事業の実施期間

この事業の実施年度は、平成29年度から平成31年度までの3年間とする。

また、助成金交付対象期間は、平成30年度については9月から12月までとし、翌年度については、前年度実績及び翌年度計画状況に基づき予算の範囲を勘案し、事業実施内容と併せ期間を変更する場合がある。

第6 事業の実施

1 事業参加及び計画申請

(1) 事業に参加を希望する会員の構成員(連合会等会員の構成員においては、その会員の構成員)である開拓者が申請する場合

- ① 開拓者は、様式1の事業参加及び計画申請書並びに別紙1-1を会員又は連合会等会員の構成員に提出するものとする。
- ② 連合会等会員の構成員は、事業参加及び計画申請書を取りまとめの上、様式2及び別紙2-1並びに様式2の別表と開拓者からの申請書の写しを添付して会員に提出するものとする。
- ③ 会員は、構成員である開拓者及び連合会等会員の構成員からの申請頭数を取りまとめの上、様式2及び別紙2-1並びに様式2の別表と、開拓者及び連合会等会員の構成員からの申請書の写しを添付して協会に提出するものとする。

(2) 会員の構成員(連合会等会員においては、その会員の構成員)以外の開拓者が申請する場合

- ① 会員の構成員以外の開拓者にあつては、様式1の事業参加及び計画申請書並びに別紙1-1を直接協会に提出するものとする。
- ② この場合、申請者が会員の構成員以外で、開拓者本人又はその後継者及びその家族の場合は、様式8により開拓関係者であることを示した書類を提出すること。

(3) 承認通知

- ① 協会は参加申請に基づき、事業参加及び計画の承認を(1)の会員及び(2)の会員の構成員以外の開拓者に通知する。(様式3)

- ② 会員は、協会から承認通知を受けた時は、速やかに申請した会員の構成員（連合会等会員においては、その会員の構成員）に協会の承認通知に準じた様式（様式3）で承認通知するものとする。

2 実績完了報告

- (1) 会員の構成員（連合会等会員の構成員においては、その会員の構成員）である開拓者が完了報告する場合

- ① 開拓者は、実績を別紙様式4の事業実績完了報告書並びに別紙4-1実績内容を記載し、会員又は連合会等会員の構成員に提出するものとする。その際、証憑書類等を添付する。
- ② 連合会等会員の構成員は、開拓者からの完了報告を取りまとめの上、様式5の事業実績完了報告書及び別紙5-1、並びに様式5の別表と開拓者からの報告書の写しを添付して会員に提出するものとする。
- ③ 会員は、構成員である開拓者及び連合会等会員の構成員から提出された実績報告を精査し実績頭数を取りまとめの上、様式5の事業実績完了報告書及び別紙5-1、並びに様式5の別表と、開拓者及び連合会等会員の構成員からの報告書の写しを添付して協会に提出するものとする。

- (2) 会員の構成員（連合会等会員においては、その会員の構成員）以外の開拓者が完了報告する場合

会員の構成員以外の開拓者にあつては、様式4の事業実績完了報告書並びに別紙4-1実績内容を直接協会に提出するものとする。その際、証憑書類等を添付する。

- (3) 助成金交付決定通知

- ① 協会は、提出された実績完了報告書に基づき、精査の上、予算の範囲内で助成金単価を決定し、様式6の事業助成金交付決定通知書を会員及び会員以外の開拓者へ通知すると共に助成金を交付する。
- ② 会員は、協会から決定通知を受けた時は、速やかに完了報告した会員の構成員（連合会等会員においては、その会員の構成員）に協会の決定通知に準じた様式（様式6）で決定通知するものとする。

第7 審査委員会の設置

本事業の公正性を確保するため、審査委員会を設置する。（別途要領制定）

第8 申請書等の提出期限（通知予定時期）

1 平成30年度

- (1) 事業参加及び計画申請書（様式1,2） : 平成30年7月末日
- (2) 事業参加承認書（様式3） : 平成30年8月末日

- (3) 事業実績完了報告書(様式4, 5) : 平成31年1月末日
- (4) 事業助成金交付決定通知書(様式6) : 平成31年2月末日

2 平成30・31年度

平成30年度以降の申請書等の提出期限については、事業内容(対象事業・期間等)を再検討する必要から、変更があった場合、事業内容と併せ再度提示する。
(要領の一部改正)

第9 事業費

平成30年度は1億5千万円を限度として実施する。

第10 助成金の返還

助成金交付後に事業実施の要件違反が確認された場合には、助成金を返還すること。(様式7にて通知)

第11 その他

1 個人情報の保護

開拓者の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報はこの事業に関する目的のみに使用するものとする。

2 受理した申請書類等は返還しないものとする。